

太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第37号

太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成17年太田市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第10条第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第23条第1項第1号中「100分の124以上100分の315」を「100分の125.25以上100分の318.75」に、「100分の148以上100分の375」を「100分の149.25以上100分の378.75」に改め、同項第2号中「100分の112.5以上100分の124」を「100分の113.75以上100分の125.25」に、「100分の133.5以上100分の148」を「100分の134.75以上100分の149.25」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の102.25」に、「100分の121」を「100分の122.25」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の93.75」に、「100分の111.5」を「100分の112.75」に改め、同条第2項第1号中「100分の87.5以上100分の262.5」を「100分の88.75以上100分の266.25」に改め、同項第2号中「100分の77.5」を「100分の78.75」に改め、同

項第3号中「100分の71」を「100分の72.25」に改める。

第23条の2第1項第1号中「100分の51.5」を「100分の52.75」に、「100分の61.5」を「100分の62.75」に改め、同項第2号中「100分の48」を「100分の49.25」に、「100分の58」を「100分の59.25」に改め、同項第3号中「100分の46」を「100分の47.25」に、「100分の56」を「100分の57.25」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。